

## 【フィリピン】大統領の権限強化による新型コロナウイルス感染症対策

海外立法情報課 日野 智豪

\* 2020年3月25日、新型コロナウイルス感染症対策を効果的に実施するために、大統領の権限強化等を規定する「一丸となって治療を行うために助け合う法律」が施行された。

### 1 背景・経緯

フィリピンでは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関し、2020年1月30日、保健省が新型コロナウイルスに感染した38歳の中国籍女性の存在を初めて公式に認めた<sup>1</sup>。4月1日現在、感染者は2,311名、死者は96名と報道されている<sup>2</sup>。

2020年3月23日、新型コロナウイルス感染症の全国的な流行に対処するための法案（H.B.6616）がフィリピン議会下院に提出され、直ちに可決され、同日、下院法案に修正を加えた上院法案（S.B.1418）が可決された。翌24日、大統領の署名を経て、全9か条から成る「一丸となって治療を行うために助け合う法律」<sup>3</sup>が成立し、翌25日に公布された（同日施行）。

この法律は、新型コロナウイルス感染症に起因する国家非常事態宣言を行い、新型コロナウイルス感染症に関する国策を宣言、遂行するため及びその他の目的のために、大統領に必要かつ適切な権限を期限付きで付与するものである。

### 2 法律の概要

#### (1) 国家非常事態宣言（第2条）

新型コロナウイルス感染症例の継続的な増加、国民の健康、安全、安心及び生命への脅威、日常生活への深刻な影響、経済活動の混乱等に鑑み、この法律によって、国家非常事態がフィリピン全土に宣言される。

#### (2) 大統領に付与される権限（第4条）

フィリピン共和国憲法<sup>4</sup>において規定される国家緊急権（第6条第23節）に従って、大統領に31の権限が付与される。大統領に付与される主な権限は、次のとおりである。

- ・世界保健機関の指針に依拠して、国民に対する効果的な衛生教育、新型コロナウイルスの検出、国民の保護及び治療のための措置を直ちに実行する。
- ・検査キットの認可並びに公的医療機関及び指定民間医療機関による迅速な検査を促進する。
- ・地域の一般的な最低賃金に応じて、低所得層の約1800万世帯に、5,000フィリピンペソ<sup>5</sup>以上、8,000ペソ以下の緊急援助資金<sup>6</sup>を支給する。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月7日である。

<sup>1</sup> Ma. Teresa Montemayor, "1st nCoV case in PH serious, urgent concern: DepEd," *Philippine News Agency*, January 31, 2020. <<https://www.pna.gov.ph/articles/1092542>>

<sup>2</sup> Joyce Ann L. Rocamora, "PH records 227 new Covid-19 cases, total rises to 2,311," *Philippine News Agency*, April 1, 2020. <<https://www.pna.gov.ph/articles/1098518>>

<sup>3</sup> Bayanihan to Heal As One Act (R.A. 11469). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/03mar/20200324-RA-11469-RRD.pdf>> 「Bayanihan」は、フィリピン語で「助け合う」を意味する。

<sup>4</sup> The Constitution of the Republic of the Philippines. <<https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/>>

<sup>5</sup> 1フィリピンペソは約2.2円（令和2年4月分報告省令レート）。

<sup>6</sup> 世界銀行の2018年の統計によれば、フィリピンの一人当たりのGDPは、年間3,102.7ドル（約157,497ペソ）であ

- ・フィリピン健康保険公社（Philippine Health Insurance Corporation）<sup>7</sup>に、新型コロナウイルスの危険に曝された労働者の医療費を全て負担するように指示する。
- ・公的機関及び民間機関で働く医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、10万ペソを支給する。また、勤務中に新型コロナウイルス感染症により死亡した医療従事者の家族に遡及的に100万ペソを支給する。
- ・憲法第12条第17節において規定される「公共の利益のために必要とされる」場合、民間医療機関、旅客船等の施設の運営を一時的に引き継ぎ、当該施設に医療従事者を駐在させるよう指示し、当該施設を検疫エリア又は救援物資の配布場所として機能させる。
- ・生活必需品の供給ルートを混乱させない措置をとることにより、特に食品、医薬品の調達を確保する。
- ・公的輸送機関、民間輸送機関を問わず、陸、海、空全ての輸送手段を規制し、制限する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を優先して行うため、政府が管理する企業、行政機関等が実施するプログラム（労働雇用省雇用プログラム、貿易産業省サービス事業プログラム、農業省援助プログラム、教育省給食プログラム、社会福祉開発省支援プログラム等）を中止する。
- ・政府の社会保障制度等の業務を含む、銀行業、金融業、貸付業等にかかわる全ての公的金融機関及び民間金融機関に対し、住宅、自動車等のローンを含む全ての支払及びクレジットカードの支払について、最低30日間の支払猶予期間を設定するように指示する。また、複数のローンを持つ場合、各ローンの支払に、最低30日間の猶予期間を設定するように指示する<sup>8</sup>。

### (3) 議会への報告及び合同議会監視委員会の設立（第5条）

大統領は、毎週月曜日にこの法律に関連する費用充当及び再調整に関する週次報告を議会に提出するものとする。また、議会は、上院議長及び下院議長によって任命される各院4名で構成される合同議会監視委員会（Joint Congressional Oversight Committee）を設立するものとする。

### (4) 罰則（第6条）

この法律に違反する者は、2か月の禁固刑若しくは10,000ペソ以上100万ペソ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。法律違反には、①地方当局、個人病院の院長等が大統領の要請に従わないこと、②買いだめ、価格の操作、詐欺、独占等を行うこと、③金融機関がローンの支払等に30日間の猶予期間を設けること（第4条において規定）を拒否すること、④個人又は集団がオンライン上で虚偽のニュースを作成し、拡散させること、⑤陸、海、空を問わず、輸送手段に関する合理的な制限を遵守しないこと等が含まれる。違反者がフィリピン国籍を持たない場合、この罰則に加えて、強制送還される。また、違反者が公務員である場合、この罰則に加えて、公務員資格を一時的に又は永続的に剥奪されることがある。

### (5) 施行日（第9条）

この法律は、公布後、直ちに施行される。また、議会によって延長されるか、両院共同決議又は大統領令によって早期に終了されない限り、3か月間効力を有する。

る。<<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=PH>>

<sup>7</sup> フィリピン健康保険公社は、1995年に設立され、貧困層も対象とする一元的な国民医療保険プログラムを実施するための組織である。医療保険関係各法を根拠として、国民皆保険の確立と医療の質の向上を目的としている。

<sup>8</sup> この規定に関する施行細則が2020年4月1日に公布され、同日施行された。施行細則は、第1条：予備規定、第2条：用語の定義、第3条：義務的な猶予期間、第4条：適用範囲、第5条：猶予期間の効果、第6条：刑罰規定、第7条：施行日の全7か条から成る。Implementing Rules and Regulations of Section 4(aa) of Republic Act No.11469, Otherwise Known as the “Bayanihan to Heal As One Act.” <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/03mar/20200401-IRR-RA-11469-RRD.pdf>>